Kempo News けんぽにゅーす

2014年（平成26年）7月15日
No.417
ご家庭にもお持ち帰り下さい！
日野自動車健康保険組合

被扶養者資格確認調査を行います

日野自動車健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省からの指導に基づき、保険財政の健全化および医療費の適正化を図るため、被扶養者の認定状況の再確認を行っています。今年度も下記のとおり調査を実施いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

1. 調査対象者

今年度は下記の〇印に該当する方のみを調査対象者とします。

（平成26年4月1日現在の年齢）

		～17歳	18～19歳	20～65歳	66歳以上
①配偶者	所得税法上の扶養控除対象者	－			
	所得税法上の扶養控除対象者以外	－	○	○	○
②子		－	－	○	－
③実父母		－	－	○	○
④上記以外の続柄の方		－	○	○	○

※平成26年4月1日以降に認定された被扶養者は対象外です。
※上記対象者以外の方でも、健康保険組合で資格確認の必要があると判断した方には調査表をお送りする場合があります。調査表が届いた方は必要書類を提出してください。

2. 調査方法

①対象となった方の調査表を、各事業所経由で被保険者へお送りします。
②調査表が届きましたら、必要事項を記入・捺印し、収入等を証明する書類を添えて各事業所経由で健康保険組合へ提出してください。（証明書類の詳細は、調査表に同封する案内をご確認ください。）
③調査の結果、被扶養者の条件を満たしていなかった場合には、被扶養者資格を削除の手続きをお願いします。

3. 日　程

調査表配付：平成26年7月下旬
提 出 期 限：平成26年8月29日（金）

4. 提出先

各事業所 健康保険担当
経由　日野自動車健康保険組合

就職等で被扶養者資格がなくなったときは、速やかに被扶養者削除の手続きを行ってください。

◎提出書類　・健康保険被扶養者（異動）届
・対象者の保険証
・被扶養者資格がなくなった日がわかる書類
（新しく加入した健康保険の保険証のコピー等）

◎提 出 先　各事業所（勤務先）の健康保険担当

被扶養者としての条件

被扶養者（家族）となるためには、被保険者（本人）の3親等内の親族であって、主として**被保険者の収入によって、生計を維持している**ことが必要です。

＊扶養の収入基準は、被扶養者となる人の年収が130万円未満（60歳以上及び障害年金受給者は180万円未満）で、被保険者の収入の2分の1未満であること。
＊続柄によって、被保険者と同一世帯に属していることが必要な場合があります。
＊別居している場合は、被扶養者の収入が、被保険者からの仕送りより少ないことが条件になります。
＊被扶養者の収入は、パート・アルバイト・事業収入・公的年金（遺族、障害年金も含む）・恩給・雇用保険等、全ての収入が対象となります。

全国の提携歯科医院で無料歯科健診が受けられます

1）対 象 者　：当健康保険組合に加入する被保険者（本人）及び被扶養者（家族）
2）受診費用　：無料（年に 2 回受診可能です）
3）受診場所　：歯科健診センターと提携する全国の歯科医院
（提携歯科医院情報は Web、携帯サイトでご覧になれます）
4）健診コース：ご自分にあった内容を選べます。所要時間　約 **15** 分

一般歯科健診 | 歯科矯正相談 | 審美歯科治療相談 | インプラント治療相談

※歯科矯正相談・審美歯科治療相談・インプラント治療相談の受診できる医院は担当医のいるところになります。

5）申込の流れ：

申　込（歯科健診センターへ予約。（下記参照））→ **予　約**（歯科健診センターから医院に予約。）→ **確　認**（詳細決定後、センターより「歯科健診ご案内書」を送付。）→ **健診当日**（「歯科健診ご案内書」を持参し、予約日時に医院へ。）

予約の無断キャンセル・遅刻等は絶対にしないでください。

6）申込方法　：

申込は「歯科健診センター」へ

※歯科医院に直接連絡されても、この＜無料歯科健診＞は受けられません。

WEB　歯科健診センター　検索　※提携歯科医院情報をご覧になれます。
www.ee-kenshin.com/

携帯サイト（ｉモードなど）　www.ee-kenshin.com/i/

7）注意事項　：

申し込み
●提携歯科医院に直接連絡されても無料歯科健診は受けられません。お申し込みは必ず歯科健診センターまでお願いいたします。
●健診希望日は、一週間以上先の日時を指定してください。
●医院の都合により、希望の医院の予約ができない場合があります。

健診・治療
●二次健診、診察治療には費用が発生いたします。
●無料健診、治療相談は保険外診療となります。
●さらに精密な健診、診断を必要とする場合はレントゲン撮影などの二次健診をお薦めします。
●二次健診、診療治療開始につきましては、担当医師との十分な相談の上で判断してください。

その他不明な点は直接、歯科健診センターへお問い合わせください。　**TEL：03-5210-5603**

なお、ご案内のリーフレットは「けんぽにゅーす」８月号といっしょにお配りいたします。

特定健診を受けましょう！

健康保険組合では、本年度も40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続者（被保険者および被扶養者）を対象に、下記の特定健診を実施中です。生活習慣病予防のために、いずれかの受診をおすすめいたします（無料です）。

記

イーウェル特定健診（「健診のご案内」は4月中旬に郵送済です）

（1）巡回型
＜受診手順＞
健診のご案内（郵　送）（イーウェル→対象者）→ 予約申込書の提出（郵送、FAX、ケータイ等）（申込者→イーウェル）→ 申込結果連絡（イーウェル→申込者）→ 受診券配布（医療機関→申込者）→ 受　診

（2）施設型
＜受診手順＞
健診のご案内（郵　送）（イーウェル→対象者）→ 医療機関予約（電話）（申込者→医療機関）→ 受診券発行依頼（郵送、FAX、パソコン、ケータイ等）（申込者→イーウェル）→ 受診券配布（イーウェル→申込者）→ 受　診

健保連特定健診（施設型）（「受診券」は4月下旬に郵送済です）

＜受診手順＞
受診券の配布（郵送）（健保⇒対象者）→ 医療機関予約（電話）（申込者⇒医療機関）→ 受　診